

「負債と持分の区分」問題における解決の方向性-概念定義と具体的な金融商品からの考察-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 経理研究所 公開日: 2015-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 石田, 万由里 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/17123

「負債と持分の区分」問題における解決の方向性 — 概念定義と具体的な金融商品からの考察 —

Directivity for Solving the Issue of Distinguishing between Liability and Equity:
Focusing on the Definition of Conceptual Framework and a Specific Financial Instrument

石田 万由里

キーワード：「負債と持分の区分」問題，金融商品，会計等式，企業主体理論 (entity theory)，資本主理論 (proprietary theory)，転換社債，一株当たり利益

目 次

1. 問題の所在
2. 負債と持分の双方の性格を有する特定の金融商品の区分問題
3. 貸借対照表と会計等式の関係
4. 転換社債にみる負債と持分の区分問題
5. むすび

1. 問題の所在

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Boards, 以下, IASB, とする) 及び米国財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Boards, 以下, FASB, とする) の共同プロジェクト¹のうちの一つ「持分の特徴を有する金融商品 (前: 負債と持分の区分)」(Financial Instruments with Characteristics of Equity (formerly Liabilities and Equity), 以下, 持分の特徴を有する金融商品, とする) プロジェクト²は, 2011年4月21日, 両審議会のコンバージェンス日程の進捗状況を発表し, 同プロジェクトに関しては, 事実上3度目の延期が発表された³。

この「持分の特徴を有する金融商品」プロジェクトの前身において取り上げられた「負債と持分の区分」問題は, 1986年に始まったFASBの金融プロジェクト⁴の一項目であり, 以下の一連の刊行物を中心とし討議が進められてきた。

- a. 1990年8月, FASB討議資料「負債と持分商品の区別及び双方の特徴を有する商品の

- 会計処理」(Discussion Memorandum)⁵
- b. 2000年10月, FASB公開草案「負債, 持分又は双方の特徴を有する金融商品に関する会計処理」(Exposure Draft: 以下, ED (2000), とする)⁶
 - c. 2000年10月, FASB公開草案「FASB概念ステートメント第6号 負債定義の改訂」(Exposure Draft: 以下, SFAC第6号 負債の定義改訂, とする)⁷
 - d. 2003年5月, 米国財務会計基準書第150号「負債と持分の双方の特徴を有する特定の金融商品の会計処理」(Statement of Financial Accounting Standards No.150, 以下SFAS第150号, とする。)⁸
 - e. 2003年11月, FASBスタッフ見解150-3「FASB第150号下における特定の非公開企業の強制償還金融商品を特定の強制償還非支配株主持分に係る施行日, 開示及び経過措置」, (FASB Staff Position (FSP) FAS 150-3)⁹
 - f. 2005年7月, マイルストーン草案 (Milestone Draft)¹⁰
 - g. 2007年11月, 予備的見解「持分の特徴を有する金融商品」(Preliminary Views: Financial Instruments with Characteristic of Equity)¹¹

先に言及した「持分の特徴を有する金融商品」は, このIASB / FASB合同プロジェクトの一項目として2008年4月に追加された¹²。しかし, FASB金融商品プロジェクト発足から約20数年経過した現在もなお, 当該金融商品の定義問題は解決をみていない理由はどこにあるのであろうか。これまで拙稿においては, 持分要素を確定するためのアプローチを提唱した予備的見解「持分の特徴を有する金融商品」に対するアメリカ会計学会 (American Accounting Association: 以下, AAA, とする) の見解によせて持分概念を再考し¹³, その成果として, 持分は資産から負債を控除した残余概念とは単純にみなし得ないことを明らかにした。元来, 負債と持分¹⁴は, 経営者の観点からすれば, 資金調達の源泉として貸借対照表の貸方側に総体として共存しているに過ぎず, 区分し得ないと思われるからである。

ここでは, 上記の研究成果を踏まえ, 概念フレームワークにおける負債・持分の定義を振り返りつつ, 「負債と持分の区分」問題における典型的な金融商品, 転換社債を検証することによって, 解決に至らない原因を改めて考察するものである。まず, 「負債と持分の区分」問題の当初の論点であった「負債と持分の双方の性格を有する特定の金融商品」に関するその貸借対照表上の表示の在り方を再考し, 次に転換社債の実務を検討し, 未解決状態にあるその原因を明らかにすることに本稿の目的がある。

2. 負債と持分の双方の性格を有する特定の金融商品の区分問題

2003年5月に発行されたSFAS第150号は「負債と持分の区分」問題の第一段階の成果として, 次の3つを「負債」として取り扱うことを明確化した¹⁵。

- ①強制償還金融商品 (mandatorily redeemable financial instruments)
- ②資産譲渡による自己株式の買戻義務 (obligations to repurchase the issuer's shares by transferring assets)
- ③株式交付により決済するが、その発行株式数に変動する特定の義務 (certain obligations to issues a variable number of shares)¹⁶

その際に適用された規定のうち注目すべき点は、特定の金融商品を貸借対照表の負債の部と持分の部の間、つまりメザニン (mezzanine)¹⁷と呼ばれる「中間領域」に分類する事を禁止したことである¹⁸。SFAS第150号適用以前から、米国証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission: 以下、SEC、とする) の会計連続通牒268号 (Accounting Series Release No.268: 以下、ASR第268号、とする) は償還優先株式 (redeemable preferred stock) を貸借対照表上のどこに開示するのかという問題を扱っている。規定によれば社外に発行されている株式は次の3つに区分し表示されなければならない。それは、①強制的償還要件 (mandatory redemption requirements) にしたがった優先株式、あるいは発行体の自由裁量で償還を決定しえない優先株式 (償還優先株式¹⁹)、②非償還優先株式、あるいは発行体の自由裁量で償還するか否かを決定しうる優先株式 (非償還優先株式)、③普通株式、である²⁰。SECは、償還優先株式を恒久的資本 (permanent capital) と区別し、負債 (debt) と同様の特徴を持っていると考え、ARS第268号の規定では、妥当な貸借対照表の表示と、脚注の開示を通じて、償還優先株式に関する将来の現金支払義務 (future cash obligation) を明確にするように意図している²¹。

しかし、償還優先株式が負債か持分かという概念上の区分問題や、これらのホルダーの支払いに関する損益計算書上の会計処理を取り扱っていない。米国では、資金調達目的での優先株式の発行が従来から広く行われているが²²、株式として持分という性質を持ちながら、償還義務という負債の性質を併せ持つため、会計上、両者の性質をどのように貸借対照表上に表現すべきか多くの議論が行われてきた²³。SECは、償還優先株式の妥当な会計処理・報告を決定する場合、これらの概念上の問題を十分に認識しているが、これらの諸問題はFASBで議論されるのが最良であると考えている²⁴。

このようにSECは従来の (株主) 持分から、償還優先株式 (後の強制償還優先株式) を区分表示することを強制した。FASBはこれを受けて、「負債と持分の区分」問題に取り組んだ初めての文献である1990年に討議資料 (Discussion Memorandum: 以下、DM、とする) を公表した。そこには、負債と持分の双方の性格を有する特定の金融商品に関して現行の概念フレームワーク (Statement of Financial Accounting Concepts: 以下、SFAC、とする) を前提として議論を進めないことが挙げられている。現行のSFACを前提にした議論では、強制償還優先株式 (mandatorily redeemable preferred stock)、自社株式を対象とした売建プット・オプション (put option written on an enterprise's

own stock : 以下, POW, とする), 自社株式を対象とした売建コール・オプション (call option written on an enterprise's own stock) などの個別の項目が取り扱われており, 「資産か, 持分の減少か」という問題提起がなされる項目を除いては, 負債とする見解と持分とする見解が対立的に提示されていたのである²⁵。一方, 現行の概念フレームワークを前提にしない議論は, 現行のSFACにおける「資産－負債＝持分」という等式に代えて, 「資産－持分＝負債」という等式が提示され²⁶, その上で, 次の3つの見解を示していた。それは, ①持分を独立して定義し, 負債を残余とする見解, ②負債と持分の間に第3の要素を追加する見解, ③負債・持分の区分を除去する見解である²⁷。①の持分を独立して定義する方法として, 「持分を『絶対的残余 (absolute residual)』として定義する方法」と²⁸, 「所有者の権利とリスクに基づいて持分を定義する方法」が挙げられている²⁹。「絶対的残余」の範囲は, 普通株式のみとする見解や, 参加的優先株式 ("fully participating" preferred stocks) を含める見解がある。また, 「所有者の権利とリスクに基づいて持分を定義する方法」では, 投票権の存在をもって持分とする見解³⁰や, 所有者と同レベルのリスクを有している事をもって株式以外の債券 (ジャンク債や高利回り債など) を持分とする見解³¹などがある。ここで注目したいのは②負債と持分の間に第3の要素を追加する見解である。そこでは, 前述のASR第268号によって提起され, FASBの緊急問題タスク・フォース (Emerging Issues Task Force : 以下, EITF, とする) 87-31号³²によって明示された「暫定的持分 (temporary equity)」として表示することが規定されていた³³。この規定によれば, 第一にPOWの売却高は恒久的持分の箇所に表示され, 第二にPOW株式総額を恒久的持分から暫定的持分へ振替えて表示し, 第三にPOWの価値の変動は償還, 行使あるいは満期となるまで認識されない, という内容であった。そして, この暫定的持分, つまり負債より下で (株主) 持分より上の表示する (第1表) ことは, 実務において負債/持分比率を求める際に, どちらにも入れない「ノーマンズ・ランド (no-man's land) (不明な領域)」を構成しているというのである³⁴。このようにEITF87-31号は, POW株式を「暫定的持分」で開示するように規定した。これはASR第268号の規定内容とはほぼ同じであるが, ASR第268号における強制償還は分離不可能であるのに対し, EITF87-31号におけるPOWは, 分離可能, つまり市場で売買可能であるという点に相違が見られる。また, POW株式は, 開示の次元で, 通常の資本取引として会計処理されるのが当時の会計制度であった。

第1表 「SECのディスクロージャー基準」
貸借対照表

資 産	(負債)
	(暫定的持分)
	○強制償還優先株式
	(資本=恒久的持分)
	○普通株式
	○非償還優先株式

(出所) 梶田龍三 (2003), 173頁より抜粋。

EITF87-31号の規定を鑑みれば、情報の開示という次元で暫定的な制度化を試みたとすれば、会計情報の有用性の観点から見て論理的妥当性概念に関係していると言えるかもしれない。しかし、会計学における学説から鑑みれば、会計等式にみられる貸借対照表の構造（資産＝負債＋持分）からは、このような「ノーマンズ・ランド」やメザニンを設けることは考え難い。このメザニンは2003年5月に発行されたSFAS第150号によって廃止され、強制償還優先株式などの特定の金融商品に対して、負債に分類するというFASBの見解が打ち出された。しかし、それでは、なぜ米国ではこのような措置が取られてきたのであろうか。次章では各論者の見解を中心に、この問題点の検討を進める。

3. 貸借対照表と会計等式の関係

前章で明らかにしたメザニンについて、2001年、AAAは2000年の公表されたEDに対するコメントレーターにおいて、負債と持分を区分する代替案としてメザニンの設定を提案し、2つの視点を提示している。これに関して、徳賀によれば³⁵、1つは、契約上で明記された企業の資産に対する請求権を反映する支払能力評価の視点 (a “solvency” perspective)、つまり「負債確定アプローチ」であり、もう一方は、資本所有関係を反映する資本持分評価の視点 (a “valuation” perspective)、つまり「持分確定アプローチ」であるとみなしている。メザニンに表示されるべき項目は、①支払能力評価の視点から持分ではあるが、資本持分評価の視点からは負債であるもの、および②支払能力の視点からは負債ではあるが、資本持分評価の視点からは持分であるものである。このようにメザニンの内容が明確に規定されているならば、メザニンの設定に問題はないようみえる。貸借対照表というストックの状態表示にとって貸方が負債と持分に区分される必然性はないからである。しかし、貸借対照表と損益計算書との整合性（中間領域に置かれる証券の資本コストは費用か利益処理か）および負債と持分の区分と利益計算との関係（包括利益の算定における資本取引の影響の控除）から考えると、中間領域の計算構造上の性質が改めて問

題とされることになる。よって、中間領域を用意して、利益計算、支払能力評価、資本価値評価等の目的に応じて帰属を変化させるという方法もあり得るということである³⁶。

DMにおいて様々なアプローチが検討された際に、「持分は負債や資産とは独立して定義されるべきか、もしそうであれば持分はいかに定義されるべきか」という問題提起がなされている³⁷。その回答としてFASBは、「SFAC第6号においては、資産・負債は主要な構成要素であり、すべての他の要素は資産と負債の変動あるいはその差額として定義される。その関係式は「資産－負債＝持分」である。企業により発行された金融商品を評価する時、質問事項は「それは負債として適格か」ということになる。もし、適格でないとき、それは持分証券となる。そしてその金融商品を持分の定義の下で適格か否かの判断を下すことはない。なぜならば、持分の定義は、資産・負債の定義を基礎としているからである³⁸」としている。しかしながら、次のパラグラフでは、未開発の見解として、持分の特質に注目し、持分は独立して定義されるとし、その関係式を「資産－持分＝負債」という等式で表わしている。この見解の下では、「その金融商品は持分証券として適格か」ということになる。もし、適格でないとき、それは負債としなければならない³⁹。この見解は、会計学の文献上にも見られないし、この見解を支持する物は十分にその概念を展開していないが、独立的要素として持分を定義する二つの方向性を述べている⁴⁰。一つ目は、持分を絶対的残余と定義する見解である。これは、優先権を与えたり、制約を課したりする規定をもつ金融商品を持分の分類から除外する（制限する）というものである。一般的に実際の残余証券（residual security）のみを持分とみなすが、完全な参加権を持っている優先株式を持分として認める見解もある。この場合、強制償還優先株式やPOWは、企業資産の特定金額に対する請求権を示すので除外されるであろう⁴¹（第2表）。

第2表 持分を絶対的残余とする見解（関係式：資産－持分＝負債）

①貸借対照表		②貸借対照表	
資 産	(負債)	資 産	(負債)
	○強制償還優先株式		○強制償還優先株式
	(持分＝絶対的残余)		○ワラント
	○ワラント		○コール・オプション
	○コール・オプション		(持分＝絶対的残余)

(出所) 桃田龍三 (2003), 178頁より抜粋。

二つ目は持分を所有主の権利と定義する見解である⁴²。これについては、3つの立場から区分できる。第一の見解は、所有主の権利から投票権に限定し、投票権が存在すれば、その金融商品を持分とする立場である。そこでは強制償還優先株式は投票権を持たないの

で負債となる。第二の見解は、前述のような持分を絶対的残余ないしは残余持分(residual interest)と考える立場である。そこでは強制償還優先株式は、残余持分ではないので負債となる。第三の見解は、企業資産の特定額に対し直接的請求権(direct claim)を持たないが残余持分に対して請求権をもつすべての金融商品を持分とする立場である。そこでは、強制償還優先株式は企業資産に対して直接請求権を持っているので負債になる(第3表)。

第3表 持分を所有主の権利とし定義する見解(関係式: 資産-持分=負債)

① 貸借対照表		② 貸借対照表		③ 貸借対照表	
資 産	(負債) ○強制償還 優先株式等	資 産	(負債) ○強制償還 優先株式	資 産	(負債) ○強制償還 優先株式
	(持分)		(持分=残余持分 =絶対的残余)		(持分=残余持分)

(出所) 梶田龍三(2003), 179頁より抜粋。

企業によって発行される金融商品は複雑で、上記の2つのカテゴリー、つまり負債と持分のみでは適合しないという見解がある。さらなる問題提起として、「もし第3の「資本」要素が付加される場合、利益概念は新しい要素を適応させるためにどのような再定義されるべきか⁴³⁾」というASR第268号により提示された「暫定的持分」概念が出てくる。しかし、第3の「資本」要素を付加することは、利益を測定する場合にSFAC第6号パラグラフ66の利益概念を損なうであろう⁴⁴⁾。利益とは現在の概念の下では持分のリターンである。持分でもなく、純資産を測定する際に控除されるべき負債でもない要素を付加する試みは、所有主として所有主(owners as owners)との取引以外の源泉から、純資産における変動額として利益を定義し測定することを不可能にするだろう。この第3の要素が採用されるとすれば、暫定的持分概念は一体になにを含むのかということについてより考察が必要であろう。第3の要素は、条件付き償還可能優先株式(preferred stock that are redeemable by their terms)のみを含めるべきか、償還のための「経済的強制(economic compulsion)」が存在する優先株式を含めるべきか、さらにその他の見解は、発行体が償還を意図しているすべての持分証券を含めるべきだとしている(第4表)。ここでは、強制償還優先株式を負債でも持分=恒久的持分でもない暫定的持分であるとしている。

第4表 第3の構成要素を付加する見解（関係式：資産－恒久的持分－暫定的持分＝負債）

① 貸借対照表		② 貸借対照表		③ 貸借対照表	
資産	(負債)	資産	(負債)	資産	(負債)
	(暫定的持分)		(暫定的持分)		(暫定的持分)
	○条件付償還可能優先株式 (強制償還優先株式を含む)		○経済的強制付優先株式 (強制償還優先株式を含む)		○償還可能なすべての持分証券 (強制償還優先株式を含む)
	(持分＝恒久的持分)		(持分＝恒久的持分)		(持分＝恒久的持分)

(出所) 梶田龍三 (2003), 181頁より抜粋。

この見解は、SFAC第6号の持分の定義「持分または純資産とは、負債を控除した後に残るある実体の資産に対する残余請求権である」をみれば、持分を独立して定義することは、SFACとの齟齬をきたし、首尾一貫した会計原則とは遠いものになってしまう。

DMにはペイトンの「企業主体理論 (エンティティ観) : entity theory」が挙げられている⁴⁵。企業主体理論の基本原理は、「資産＝持分 (負債+株主持分)」によってよく表わされる。この場合は、資産は企業の財産であり、負債と資本は企業の資金源泉として共通の範疇に属するものとされる。当然、利益は基本的には企業に属することとなり、配当がなされて初めて利益が株主に属することとなる。もちろん留保利益は企業自体の持分とされる。株式配当は、株主の利益にはならず、株主持分の再分類に他ならない。負債利子が企業の利益の分配として考えられる⁴⁶。ペイトンはハットフィールドの会計等式「ある人が所有する種々の財産価値は、その人が有する財産金額に等しい」(The value of the various Goods one owns=The amount one is worth) ように、「所有財産＝株主持分・資本主持分」(Goods=Proprietorship)から出発している。ペイトンはハットフィールドの所有者持分を、重要かつ独立的な地位に高め、また事業体の基礎的方程式を「財産＝所有者持分」とした。会計原則は単一持分、すなわち所有者持分の見地から表示される。ペイトンにとって負債は実際には持分というより大きな分類の区分であり、財産＝持分という等式は事業体の財産状態の最も理論的な表現であるというものである⁴⁷。

このようなSFACの概念を加味しないアプローチはあり得るのか。概念が付与されなければ、貸借対照表はただの数字を表記したものになってしまうのではないか。

4. 転換社債にみる負債と持分の区分問題

負債と持分の双方の性格を有する特定の金融商品として代表的な転換社債は、SFAC第6号においても「負債の特徴と残余請求権の特徴の両方を有しており、転換社債についての会計処置に問題を生じることがある⁴⁸」と述べられているように、その区分については問題点が多い。米国における実務では転換社債を負債とみなして一括計上 (一括法) され

ているが、FASBは負債と持分の構成要素に区分（区分法）する方法を提案している⁴⁹。なぜならば両者を比較した場合において、一括法では本来計上されるべき社債利息が過少に計上されると指摘されてきており、経済的な実態を表していなかったからである⁵⁰。特に区分法は、2008年5月に発行されたFASBスタッフポジション（FASB STAFF POSITION、以下、FSPとする。）APR第14-1号「（部分的な現金決済を含む）転換時に現金で決済される可能性のある転換社債の会計処理」（FASB STAFF POSITION No. APB 14-1, Accounting for Convertible Debt Instruments That May Be Settled in Cash upon Conversion (Including Partial Cash Settlement)、以下、FSP APB第14-1号、とする。⁵¹）では具体的な転換社債の処理法として示されている。これは、転換時に発行会社により全額または部分的に現金で決済される可能性のある転換社債に適用されるものである。つまり発行者（発行会社）は、投資家（保有者）が転換を選択した場合、転換価値の一部または全額を現金で支払う権利がある。転換社債は、他の種類の金融商品よりも低い支払利息とより高い1株当たり利益を、発行会社が享受できるという理由で人気が高い⁵²。現在、転換社債の多くは単に負債として処理されている。FSP APR第14-1号の下では、その範囲内の転換社債の発行会社は、これらの金融商品を2つの会計上の構成要素に分離する⁵³。

- 元本および利息を支払うという発行会社の契約上の義務を表す負債部分
- 負債証券を、発行会社の株式に転換する保有者のオプションを、または発行会社がそのような選択を行う場合、同額の現金を表す資本部分

FSP APB 第14-1号は、負債優先に基づく方法（liability-first separation methodology）により、手取金(proceeds)を負債と持分に配分する⁵⁴と規定していることは、国際会計基準第32号「金融商品—表示」（International Accounting Standard 32 Financial Instruments : Presentation (IAS32) : 以下、IAS第32号、とする。）とも一致していると述べている⁵⁵。IAS第32号においては、社債とそれに付随する権利を分離処理し、転換権部分は持分として処理されることから、持分に表示される⁵⁶。

次頁の表は、FSP APR第14-1号が適用されることによって発行会社の財務諸表に及ぼす影響をまとめたものである。

項 目	影響	説 明
支払利息	増加	手取金の一部を持分へ配分することによって、支払利息に社債発行差金を含めなければならない。
利 益	減少	支払利息の増加によって純利益が減少する。
負 債	減少	社債発行差金によって負債の帳簿価額が減少する。
持 分	増加	手取金の一部を持分へ配分することによって持分が増加する
一株当たりの利益	減少	一株当たりの利益の決定方法は変更されない。但し、支払利息の増加による利益の減少によって一株当たりの利益は減少する。

出所：Mills and Orrell (2008) (尚、和訳は筆者による。)

転換社債は発行会社にとっても、保有者にとっても魅力的な金融商品である。発行会社にとっては、他の借入の市場利率より低い利息で支払いが可能であり、そして、投資家（保有者）にとっては、市場が有利な状況になった場合、負債を持分に転換することができ、両者にとってまさに有利な金融商品であった⁵⁷。しかし、FSP APB第14-1号の適用による影響は、一株当たりの利益の減少という結果を招いていたのである。

以下は、EMC株式会社⁵⁸の2008年度第4四半期および通年財務報告書（付録、参照）にみるFSP APB第14-1号の影響である⁵⁹。

- The adoption of FASB Staff Position No. APB 14-1, "Accounting for Convertible Debt Instruments that May be Settled in Cash upon Conversion (Including Partial Cash Settlement)" ("FSP No. APB 14-1") is expected to cause a non-cash increase to interest expense of \$108 million in 2009.

(FASB意見書No. APB 14-1「(部分的な現金決裁を含む) 転換時に現金決裁される可能性のある転換社債の会計」(FSP No. APB 14-1) が採択されることにより、2009年には現金以外の支払利子が1億800万ドル増加すると予想される。)

- EMC expects transition costs, net impact of software capitalization and amortization, adoption of FSP No. APB 14-1 and reduced interest income to reduce both GAAP and non-GAAP diluted earnings per share by \$ 0.12 in 2009 compared to 2008.

(EMCでは、移行コスト、ソフトウェアの資本化と減価償却の最終的な影響、FSP No. APB 14-1の採択、金利の低下により、GAAPおよびNon-GAAPによる希薄化後1株当たり利益が2008年よりも12セント下がると予想している。)

山田⁶⁰は、この転換社債の区分方法は、どちらの方法が是か非かというよりも、既存株主から外部者への富の移転をどのように利益に反映させるかという問題を設定している。負債と持分の区分方法は貸借対照表上の区分問題のみならず、利益計算にも影響を与える問題であると指摘するのである⁶¹。一括法では富の移転は考慮されないが、区分法では、発行会社にとっての経済的な利息費用が反映されているとしながらもさらに、第3の方法として、新株の無償交付部分をすべて費用化するという方法を想定し、既存株主からの富の移転の全てを費用化する処理を提示している。つまり、既存株主の持分が希薄化したことを利益計算に反映させるべきであるという。FSP APB 第14-1号の適用は、前掲のEMS社の財務報告書への影響として言及したように、一株当たり利益の希薄化を財務諸表に反映しようとするものであった。一株当たりの利益の算定は、国際会計基準第33号「一株当たり利益」(International Accounting Standard 33 Earnings per Share (IAS33) : 以下、IAS第33号、とする。)⁶²に見られるように、親会社の普通株主に帰属する純損益(分子)を、当期中の発行済普通株式の加重平均株式数(分母)で除するものである⁶³。また、希薄化後一株当たり利益は、基本的な一株当たり利益の計算に使用した普通株主に帰属する純損益及び加重平均株式数について、希薄化効果を有する潜在的普通株式による影響の調整を行って計算する⁶⁴。ここでいう潜在的普通株式とは、その所有者に普通株式の権利を付与することになる金融商品又はその他の契約をいい、例として、負債性金融商品又は優先株を含む資本性金融商品で普通株式に転換できるもの、オプション及びワラントなどが挙げられている⁶⁵。

すなわち、転換社債の例から明らかなように、負債と持分の双方の性格を有する特定の金融商品は、単なる区分問題ではない。また、負債と持分の区分問題は概念フレームワーク上の負債・持分の定義との合致に限定されない、一株当たり利益からのアプローチをも包含する問題である。延期の理由として両審議会は優先順位が低い点を挙げているが、負債と持分の区分問題は、その内容が多岐に渡る、一朝一夕には解決できない実に困難な問題といえる。

5. むすび

「負債と持分の区分」問題は、単なる貸借対照表上における区分問題ではなく、負債とは何か、持分とは何かという、概念定義の問題であると同時に、利益計算の問題でもある。第3章では、負債と持分の両方の性質を有する金融商品の出現によって貸借対照表の貸方の区分がいかにか曖昧であるかを検証した。また第4章では転換社債を例に挙げ、負債と持分の両方の性質を有する金融商品が、IAS第33号にいう「一株当たり利益」の算定にも大きく影響を及ぼしていることを明らかにした。先行研究では、負債と持分の双方の性格を有する特定の金融商品におけるFASBおよびIASBの提案した区分アプローチについ

ての言及は多くなされているが、IAS第33号との関連性はほとんど解明されていない。本稿では、この点に「負債と持分の双方の性格を有する特定の金融商品」の区分問題が未解決の状態にあるその原因の一つを認識するものである。こうした「利益」数値への作用を見据えた上で、区分問題が議論されているわけである。それは、単なる区分問題ではないのである。

「一株当たり利益」の算定に与える影響に鑑みれば、この区分問題は、特定の金融商品の区分を規定・解決したところで収束する問題ではない。概念フレームワークや「財務諸表の表示」についてもIASB / FASB合同プロジェクトが進行している事は周知の通りであろう。即ち、特に会計の枠外で組成される金融商品が会計学上の既存の定義に不適合なる事態は当然のことと考えざるを得ないのである。このような会計学の枠外で生じる概念をも含めた形で「財政状態表明書」を作成することは、金融商品の債権債務関係を既に貸借対照表や損益計算書上の形式枠内に収めることができなくなってきたことにも鑑みれば、「財務諸表の表示」形式を変更することは論理的に自然ともいえる成り行きである。冒頭に指摘したように、現段階においては「負債と持分の区分」プロジェクトは頓挫している状態である。金融商品固有の債権債務の関係をどのように会計文書上に表示するかの検討は、「一株当たり利益」への影響を視野に入れながら、別の解決策として、財政状態表明書の様式、さらには新たな概念フレームワーク論の展開に関する一層の議論を踏まえて進められると考えるものである。

注

¹ IASB/FASB(2006)。尚、IASB/FASB合同プロジェクトとは、2006年2月、両審議会は覚書「国際財務報告基準と米国会計基準へのロードマップ2006年～2008年」(A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP—2006-2008 Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB)を公表し、「ノーワーク合意*」に基づき、出来るだけ早く、相互の既存の会計基準に完全に互換性を持たせること、及び、互換性を維持するために、双方の作業プログラムを調整すること、の2点について両審議会が最善の努力を払うことに合意した。尚、詳細は石田万由里(2011b)にて検討している。

* 「ノーワーク合意」とは、IFRSと米国会計基準との統合化を今後推進していくことについて行われた合意。国内およびクロスボーダーにおける財務報告において世界的に利用されるような高い品質の一組の会計基準を作ることを目標としている。詳細については、山田辰巳(2003)を参照されたい。

² “Liabilities and Equity”について「負債と資本」と記述されることが多く見受けられるが、本稿においては“Equity”を“Stockholder’s Equity”を「株主持分」や“Financial Instruments with Characteristics of Equity”を「持分の特徴を有する金融商品」と訳すことに鑑みて、「負債と持分」と記述する。また、企業会計基準委員会では、“Financial Instruments with Characteristics of Equity”を「資本の性格を有する金融商品」(企業会計基準委員会(2011)と訳しているが、本稿においては、梶田龍三(2009)、池田

幸典（2010）や山田純平（2009）に倣い、「持分(Equity)」とする。

- 3 当該プロジェクトの延期は、以下の3回である。尚、詳細は石田万由里(2011b)で検討している。
 1. 2010年6月2日、両審議会の会計基準の「共通化」の完了時期を2011年後半に延期すると発表したことにより、当初の計画より約半年延期され、2011年第4四半期に完了の予定となった。（企業会計基準委員会(2010a)）
 2. 2010年10月22日、IASB第128回会議（IASB/FASB合同会議）において、公開草案の公表を取りやめると共に、資源にゆとりができるまで当面検討を休止することが暫定的に合意された。再開は2011年6月以降となる予定である（企業会計基準委員会(2010b)）。
 3. 2011年4月21日、IASBとFASBは、両審議会のコンバージェンス日程の進捗状況を公表し、その中の一項目である「持分の特徴を有する金融商品」プロジェクトは、優先順位が低いとの理由から、2011年12月まで、追加的な検討予定がなく、延期されることとなった（企業会計基準委員会(2011)）。
- 4 FASB(1990a), par.1, p.5. 尚、金融商品プロジェクトとは、「様々な金融商品とそれに関連する取引が現存する財務会計と財務報告にもたらす諸問題、および将来に生ずるであろう諸問題を解決するために役立つ幅広い会計基準を設定すること」として①情報公開（ディスクロージャー）、②認識と測定、③負債と資本（持分）の区分問題という3つのサブプロジェクトが設定されている。なお、詳細は志賀理(2011)を参照されたい。
- 5 FASB(1990b)
- 6 FASB(2000a)および志賀理(2004), 207頁。
- 7 FASB(2000b)
- 8 FASB(2003a). 尚、FASBは2009年6月に米国基準を再構築し、Accounting Standards Codification（FASB ASCと略称する）とした（長谷川茂男(2011), 36-47頁参照）。現在、「負債と持分の区分」は、Topic 480, Distinguishing Liabilities and Equityに移行している。
- 9 FASB(2003b)
- 10 FASB(2005)
- 11 FASB(2007). 尚、詳細は石田万由里(2011a)で検討している。
- 12 企業会計基準委員会(2008)。2008年4月のIASB第81回会議において、「持分の特徴を持つ金融商品（負債と持分の区分）」を新規議題として追加し、両審議会は、2011年6月までに当該プロジェクトの完了を目標とした。当該プロジェクトの目的は、持分の特徴を有する金融商品に関する財務報告の要件を改善し簡素化する点にある。尚、詳細は石田万由里(2011b)にて検討している。
- 13 石田万由里(2011b)
- 14 本稿において「持分」は、貸借対照表における“Stockholder's Equity”を指している。一般的には「資本」と呼ばれる事がおおいが、会計等式（資産＝負債＋持分）は、Assets=Liabilities + Stockholders' Equityをいう表記から鑑みて「持分」とする。
- 15 板橋淳志(2006), 139頁。
- 16 FASB(2003a) Scope and Requirements of This Statement, p.4.および田中健二(2006), 6頁。
- 17 「中間領域分類(mezzanine classification)」については「中間領域(mezzanine)」(徳賀(2003))や「中間地帯(mezzanine)」(古賀(2003))などの記述もあるが、本稿ではAAA・FASC(2001)によせて、梶田(2003)の記述を採用した。
- 18 FASB(2003a), par.18.
- 19 この償還優先株式は後に「強制償還優先株式」という語法で表現されるようになった。(梶田(2003), 173頁)

²⁰ 梶田龍三 (2001), 172-173頁。また池田幸典 (1999), 162頁, および板橋敦志 (2006), 138頁も参照した。

ここに挙げた①の償還優先株式とは, (i)確定した日に確定した価格で償還される株式, (ii)ホルダーの自由裁量で償還可能な株式および(iii)将来の利益から償還しなければならない株式のように, 発行体の自由裁量で償還できない条件をもつ株式に分類される。また, 財務諸表の脚注で, 償還条件, 発行価額と償還価額との差額, 将来5年間の各年度における償還額の資料および償還優先株式の変動額を開示しなければならない。

²¹ FASB(1990b), par.203.

²² 優先株式のタイプは, 社債型, 転換社債型, 社債交換型, 短期市場型の4つに大別される。これらのうち, 社債転換型は, 発行から一定期間経過後に会社の選択により優先株式を社債に一斉変更できるものであり, 短期市場型は, 社債型優先株式のうち短期金融市場の金利に応じて優先配当率を変動させるものである。米国の優先株式は伝統的には機関投資家による長期運用対象として購入されてきており, 短期市場型もその大部分が機関投資家や法人投資家により, 短期的余裕資金運用の一環として購入されている。償還については, 償還期間を設け, 償還準備金を積み立て, 償還スケジュールを設定するのが一般的となっている。償還原資として, 留保利益に限るケース, 払込資本剰余金まで認めるケース, 一定の条件のもとで払込株式資本の使用を認めるケースがあるが, 州法によって異なっている。(板橋敦志 (2006), 132頁)

²³ 板橋敦志 (2006), 133頁。

²⁴ SEC(1979), pp.3764-3765および梶田龍三 (2003), 173頁。

²⁵ FASB(1990), pars.161-181および池田幸典 (2001), 33-34頁。本稿では, メザニンを明らかにすることが目的なので, ここでは特に取り扱わない。

²⁶ FASB(1990b), par.185.

²⁷ Ibid., pars.182-228.

²⁸ Ibid., pars.187-190.

²⁹ Ibid., pars.191-199.

³⁰ Ibid., par.193.

³¹ Ibid., par.198.

³² EITF-87-31号とは, 自社株式を対象とした売建プット・オプション (put option written on an enterprise's own stock: 以下, POWとする) の売却に関する会計問題である。SECが1992年2月16日にPOW取引を条件付きで許可するという内容の合法行為通知書(no-action letter)を, シカゴ・ボード・オプション取引所へ提示する以前に, EITF87-331号で議題として俎上に載せられ議論された。まず, Price Waterhouse会計事務所が4つの問題提起しこれらの会計問題に対していくつかの見解が整理され, 最後にEITFの見解が提示されている。

1. POWの売却は, 発行体の貸借対照表上でいかに分類されるべきか。

①恒久的持分とする見解②暫定的持分とする見解③負債あるいは前受収益とする見解

2. POWの存在は, 暫定的持分として分類されるべき強制的償還普通株式を生み出すか。

①質問に同意する見解, ②確率評価に基づく見解, ③再購入能力に基づく見解

3. POWの価値の変化はどこで認識されるべきか。

①持分を通じて認識されるとする見解, ②損益計算書を通じて認識されるとする見解

4. POWの価値の変化はいつ認識されるべきか

①恒久的持分として分類される見解, ②暫定的持分として分類される見解, ③負債あるいは前受収益として分類される見解

³³ FASB(1990b), pars.182-228.

³⁴ 梶田龍三 (2003), 210-215頁。

³⁵ 徳賀芳弘 (2003), 21-22頁。

³⁶ 同上論文, 23頁。

³⁷ FASB(1990b), Issue 2.7.

³⁸ Ibid., par.184.

³⁹ 梶田龍三 (2003), 176-178頁。

⁴⁰ FASB(1990b), pars.185-186.

⁴¹ Ibid.

⁴² Ibid., pars. 191-196.

⁴³ Ibid., Issue 2.8.1.

⁴⁴ FASB(1985),および平松一夫・広瀬義州 (2002), 319頁。

「66. 出資者による投資は、特定の営利企業における出資者の請求権（または持分）を獲得または増加させるために、何か価値のあるものを他の実体からその企業へ譲渡した結果と生じる、当該企業における持分の増加である。資産は、もっとも一般的には出資者による投資として受領されるが、受領されるものには、用役または企業の負債の返済もしくは借換が含まれることもある。」

⁴⁵ Op.cit.par.222.

⁴⁶ 森田哲彌, 宮本匡章 (1996)

⁴⁷ 上野正男 (1995), 9-11頁。

⁴⁸ FASB(1985),par.55および平松一夫・広瀬義州 (2002), 311頁。

⁴⁹ FASB(2000a)

⁵⁰ Leone(2009),および野口晃弘 (2004), 99頁。

⁵¹ FASB(2008)

⁵² Mills and Orrell (2008)

⁵³ FASB(2008), par.6

⁵⁴ FASB(2008), par.B7. 負債と持分の分類方法は以下の通り。

- 発行会社はまず、同一の社債を発行する場合の当該商品の公正価値の見積りに基づき、手取金を負債に配分する（商品が転換オプションを有しない場合は除く）
- その後、手取金の残額を持分に配分する。
- FSPは発行会社に対し、発行コストを負債と株式に配分することも要求している。

⁵⁵ FASB(2008), par.B7.

⁵⁶ IASB(2013b)

⁵⁷ Leone(2009)

⁵⁸ EMC株式会社 (EMC Corporation) : 1979年7月設立, 本社所在地, 米国マサチューセッツ州ホプキントン, 代表者 会長兼最高経営責任者(CEO) Joseph M. Tucci, NYSE上場, 事業展開 85ヶ国以上, 従業員数 約53,500人 (2012年1月1日現在), 事業内容 全世界におけるネットワーク・ストレージ・システム, ソフトウェアの開発, 製造, サービス, 販売および保守業務。

⁵⁹ EMC(2009)およびEMCジャパン株式会社 (2009)。

⁶⁰ 山田純平 (2012), 85-96頁。米国における実務では負債として一括計上（一括法）されているが、FASBは負債と持分の要素に区分（区分法）する方法を提案している。山田は、事例として一部現金で決済される変換社債（転換時に現金と株式を組み合わせで決済する）を取り上げ、一括法、区分法、そして第3の方法として、新株の無償交付部分をすべて費用化する処理を想定し検証した。その結果、負

債と持分の構成要素に分けるというよりも、新株の無償交付部分を利益に反映させる、つまり、既存株主から外部者への富の移転部分をどのように利益に反映させるかということの問題視している。

⁶¹ 例えば、額面100億円の転換社債を同額の払込みをもって発行し、転換時には価値が120億円になるとする。決済時には額面に相当する100億円を現金で決済し、額面を超えた20億円を株式で決済するのが一般的である（山田（2012）、86頁）。

⁶² IASB(2013a)

⁶³ Ibid., par.10.

⁶⁴ Ibid., pars.30-31.

⁶⁵ Ibid., par.5.

引用文献

AAA・FASC (2001) American Accounting Association Financial Accounting Standards Committee *"Evaluation of the FASB's Proposed Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or both"*, Accounting Horizons, Vol.15, No.4, December 2001, pp.387-400.

EMC (2009) *"EMC Reports Fourth-Quarter and Full-Year 2008 Financial Results"*, Press Release, EMC Corporation, January 27, 2009. <http://www.emc.com/about/news/press/2009/20090127-earnings.htm> (accessed May 13, 2013)

FASB (1985) Statement of Financial Accounting Concepts No.6, *Elements of Financial Statement*, FASB, December 1985.

<http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobkey=id&blobnocache=true&blobwhere=1175820901044&blobheader=application%2Fpdf&blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs>(accessed May 13, 2013)

FASB (1990a) Statements of Financial Accounting Standards No.105, *Disclosure of Information about Financial Instruments with Off-Balance-Sheet Risk and Financial Instruments with Concentrations of Credit Risks*, March 1990.

<http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs&blobkey=id&blobwhere=1175820927859&blobheader=application%2Fpdf> (accessed May 13, 2013)

FASB (1990b) Discussion Memorandum, *Distinguishing between Liability and Equity Instruments and Accounting for Instruments with Characteristics of Both*, August 1990.

FASB (2000a), Exposure Draft, *Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Accounting for Financial Instruments with Characteristics of Liabilities, Equity, or Both*, October 2000.

FASB (2000b) Exposure Draft, *Proposed Amendment to FASB Concepts Statement No.6 to Revise the Definition of Liabilities*, October 2000.

FASB (2003a) *Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, Statement of Financial Accounting Standards No.150, May 2003. (訳は、日本公認会計士協会国際委員会訳「財務会計基準書第150号 負債と持分の双方の性格を有する特定の金融商品の会計処理」日本公認会計士協会、を参照した。)

FASB (2003b) FASB STAFF POSITION No. FAS 150-3, *Effective Date, Disclosures, and Transition for Mandatorily Redeemable Financial Instruments of Certain Nonpublic Entities and Certain Mandatorily Redeemable Noncontrolling Interests under FASB Statement No. 150, Accounting for Certain Financial Instruments with Characteristics of both Liabilities and Equity*, November 7,

- 2003.http://www.fasb.org/pdf/fsp_fas150-3.pdf (accessed May 13, 2013)
- FASB (2005) Milestone Draft, *Proposed Classification for Single-Component Financial Instruments and Certain Other Instruments*, July 2005.
- FASB (2007), Financial Accounting Series: Preliminary Views, *Financial Instruments with Characteristics of Equity*, November, 2007.
- FASB (2008) FASB STAFF POSITION No. FAS 14-1, *Accounting for Convertible Debt Instruments That May Be Settled in Cash upon Conversion (Including Partial Cash Settlement)*, May 9, 2008.
<http://www.fasb.org/cs/BlobServer?blobkey=id&blobnocache=true&blobwhere=1175820931254&blobheader=application%2Fpdf&blobcol=urldata&blobtable=MungoBlobs> (accessed May 13, 2013)
- IASB(2013a), International Accounting Standard 33, "Earnings per Share"
<http://eifrs.ifrs.org/eifrs/bnstandards/en/2013/ias33.pdf> (accessed July 16, 2013)
- IASB(2013b), International Accounting Standard 32, "Financial Instruments: Presentation"
<http://eifrs.ifrs.org/eifrs/bnstandards/en/2013/ias32.pdf> (accessed July 16, 2013)
- IASB/FASB(2006), *"A Roadmap for Convergence between IFRSs and US GAAP—2006-2008 Memorandum of Understanding between the FASB and the IASB"*, February 27, 2006.
<http://www.iasplus.com/en/binary/pressrel/0602roadmapmou.pdf/view> (accessed May 13, 2013)
- Leone (2009) Leone, Marie, *"Convertibles Rule Weighs Down Earnings - A new study says FASB's rule rewrite is a drag on corporate profits"*, CFO.com, February 5, 2009.
<http://www3.cfo.com/article.cfm/13088166> (accessed May 13, 2013)
- Mills and Orrell (2008) Mills, Adrian and Orrell, Magnus, *"Top Down on Convertibles? FASB Tightens Convertible Debt Accounting for Issuers"*, Heads up, Vol.15, Issue 17, Deloitte & Touche LLP, May 15, 2008. (訳は、デロイト&トウシュLLP「FASB、転換負債に関する発行会社の会計処理を強化」2008年5月15日第15巻、第17号を参照した。) [http://www.deloitte.com/assets/Dcom-UnitedStates/Local%20Assets/Documents/us_assur_Heads_Up_051508\(1\).pdf](http://www.deloitte.com/assets/Dcom-UnitedStates/Local%20Assets/Documents/us_assur_Heads_Up_051508(1).pdf) (accessed May 13, 2013)
- SEC (1979) *Accounting Series Release No.268, Presentation in Financial Statements of Redeemable Preferred Stock*.
- EMCジャパン株式会社 (2009) 「EMC, 2008年第4四半期および通期決算報告」, プレスリリース, EMCジャパン株式会社, 2009年1月27日。
<http://japan.emc.com/about/news/press/japan/2009/20090128-1.htm> (accessed May 13, 2013)
- 池田幸典 (1999) 「持分概念の曖昧さと会計実務における弾力性 - 自社の株式を対象とした売建ストック・オプション取引を素材として -」『経済論叢』, 第164巻第6号, 京都大学, 1999年12月, 160-186頁。
- 池田幸典 (2001) 「負債・持分の区分基準の展開とその理論的含意 - FASB 1990年討議資料を中心に」『経済論叢』, 第168巻第3号, 京都大学, 2001年9月, 30-46頁。
- 池田幸典 (2010) 「金融商品会計における負債と持分の区分基準の変容 - IASBとFASBの共同プロジェクト「持分の特徴を有する金融商品」を中心に -」『産業経理』第70巻第1号, 産業経理協会, 2010年4月, 63-72頁。
- 石田万由里 (2011a) 「IASB / FASB「資本の特徴を有する金融商品」プロジェクトの動向」『経営論集』第58巻第3号 (通巻188集), 明治大学経営学研究所, 2011年3月, 121-143頁。
- 石田万由里 (2011b) 「持分概念の再考 - AAAコメントレーター「FASB予備的見解「持分の特徴を有する金融商品」への回答」によせて -」『経営学研究論集』第35号, 2011年10月, 71-94頁。
- 板橋敦志 (2006), 「条件付償還義務株式の会計処理について」『金融研究』第25巻第2号, 日本銀行金融研究所, 2006年8月, 127-156頁。

- 上野正男 (1995) 「アメリカにおける会計等式論の史的展開」『和光経済』, 第27巻第2号, 和光大学社会経済研究所, 11-12頁, 1995年1月。
- 梶田龍三 (2001) 『自己株式会計論』白桃書房, 2001年9月。
- 梶田龍三 (2003) 「負債と資本の区分の会計処理」『会計』第163巻第2号, 森山書店, 2003年2月, 93-108頁。
- 企業会計基準委員会 (2008) 「IASB会議報告 (第75回会議)」, 企業会計基準委員会, 財団法人財務会計基準機構, 2008年1月。
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/minutes/20080122_075.pdf (accessed May 13, 2013)
- 企業会計基準委員会 (2010a) 「6. 負債と資本の区分」(IASBとFASBの合同会議より) 『IASB会議報告 (第107回会議)』, 企業会計基準委員会, 財団法人 財務会計基準機構, 2010年1月。
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/minutes/20100120_107.pdf (accessed May 13, 2013)
- 企業会計基準委員会 (2010b) 「3. 負債と資本の区分」(IASBとFASBの合同会議より) 『IASB会議報告 (第127回から129回まで)』, 企業会計基準委員会, 財団法人 財務会計基準機構, 2010年10月。
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/minutes/20101005_127.pdf (accessed May 13, 2013)
- 企業会計基準委員会 (2011) 「IASBとFASBがコンバージェンス・プログラムの完了へ向けての大幅な進展を報告」, 企業会計基準委員会, 財団法人 財務会計基準機構, 2010年1月。
https://www.asb.or.jp/asb/asb_j/iasb/press/20110421.jsp (accessed May 13, 2013)
- 古賀智敏 (2003) 『ファイナンス型会計の探究—金融商品・デリバティブを中心とする会計のあり方』, 中央経済社, 2003年12月。
- 志賀理 (2004) 「FASB発行者による金融商品会計における負債領域の拡大—FASB財務会計基準第150号「負債と持分の両方特徴を有するある種の金融商品に関する会計処理」について—」『同志社商学』第56巻第1号, 同志社大学商学会, 2004年5月, 207-220頁。
- 志賀理 (2011) 『会計認識領域拡大の論理』森山書店, 2011年1月。
- 田中健二 (2006) 「会計上の資本の内と外」『会計』第169巻第3号, 森山書店, 2009年4月, 1-12頁。
- 徳賀芳弘 (2003) 「負債と資本の区分—代替的アプローチの考察」『企業会計』第55巻第7号, 中央経済社, 2003年7月, 18-25頁。
- 野口晃弘 (2004) 『条件付新株発行の会計』, 白桃書房, 2004年3月。
- 長谷川茂男 (2011) 『米国会計基準ガイドブック』中央経済社, 2011年7月。
- 平松一夫・広瀬義州 (2002) 平松一夫・広瀬義州訳 『FASB財務会計の諸概念 (増補版)』, 中央経済社, 2002年5月。
- 森田哲彌, 宮本匡章編著 (1996) 『会計学辞典 第三版』, 中央経済社, 1996年8月。
- 山田純平 (2009) 「負債・持分識別問題の新展開と資本金会計」『会計』第175巻第3号, 森山書店, 2009年3月, 66-79頁。
- 山田純平 (2012) 『資本金会計の基礎概念 負債・持分の識別と企業再編会計』中央経済社, 2012年3月。
- 山田辰巳 (2003) 「IASBとFASBのノーワーク合意について」『企業会計』第55巻第2号, 中央経済社, 2003年2月。

EMC CORPORATION: EMC 株式会社
Income Statement Adjusted to Give Effect to FASB Staff Position No. APB 14-1 : FSP APR 第 14-1 号適用後 修正損益計算書
 (in thousands, except per share amounts) : (千米ドル単位、一株当たりを除く)

2008	Unaudited : 監査前											
	Revenue 収益	Operating Income 営業利益	Investment Income 投資による 利益	Interest Expense 支払利息	Other (expense) income, net その他 (費用) 収益、純額	Income Before Taxes and Minority Interest 税引前収益 および少数 株主持分	Income Tax Provision 納税充当金	Income Before Minority Interest 少数株主持分 利益前利益	Minority Interest 少数株主 持分	Net Income 当期純利益	Net Income per Weighted Average Share, Basic 基本荷重平均一 株当たり利益	Net Income per Weighted Average Share, Diluted 希薄化後荷重 平均一株当た り利益
EMC Consolidated GAAP/GAAP による連 結財務諸表	\$14,876,163	\$1,568,936	\$247,049	\$(73,774)	\$(39,405)	\$1,702,806	\$312,514	\$1,390,292	\$(44,725)	\$1,345,567	\$0.66	\$0.64
Convertible Debt Interest Adjustment 転換社債 修正	-	-	-	(102,581)	-	(102,581)	(32,119)	(70,462)	-	(70,462)	\$(0.03)	\$(0.03)
Adjusted for Convertible Debt Interest 修正後転換社債利息	\$14,876,163	\$1,568,936	\$247,049	\$(176,355)	\$(39,405)	\$1,600,225	\$280,395	\$1,319,830	\$(44,725)	\$1,275,105	\$0.62	\$0.61
										Weighted average share o/s	<u>2,048,506</u>	<u>2,079,853</u>
2007	Revenue 収益	Operating Income 営業利益	Investment Income Including Gain on Sale of VMware Stock/VMware 株式売 却による獲得を含む投 資による利益	Interest Expense 支払利息	Other (expense) income, net その他 (費用) 収益、純額	Income Before Taxes and Minority Interest 税引前収益 および少数 株主持分	Income Tax Provision 納税充当金	Income Before Minority Interest 少数株主持分 利益前利益	Minority Interest 少数株主 持分	Net Income 当期純利益	Net Income per Weighted Average Share, Basic 基本荷重平均一 株当たり利益	Net Income per Weighted Average Share, Diluted 希薄化後荷重平 均一株当たり利 益
EMC Consolidated GAAP/GAAP による 連結財務諸表	\$13,230,205	\$1,739,252	\$397,849	\$(72,856)	\$(4,677)	\$2,059,569	\$378,446	\$1,681,123	\$(15,455)	\$1,665,668	\$0.80	\$0.77
Convertible Debt Interest Adjustment 転換社債 修正	-	-	-	(96,939)	-	(96,939)	(30,236)	(66,703)	-	(66,703)	\$(0.03)	\$(0.03)
Adjusted for Convertible Debt Interest 修正後転換社債利息	\$13,230,205	\$1,739,252	\$397,849	\$(169,794)	\$(4,677)	\$1,962,630	\$348,210	\$1,614,420	\$(15,455)	\$1,598,965	\$0.77	\$0.74
										Weighted average share o/s	<u>2,079,542</u>	<u>2,157,873</u>

Note: This statement gives effect to FASB Staff Position No. APB 14-1, "Accounting for Convertible Debt Instruments that may be Settled in Cash upon Conversion (Including Partial Cash Settlement)". The statement is effective for fiscal years beginning after December 15 2008 and shall be applied retrospectively to all periods presented. EMC will adopt the statement in its 2009 fiscal year and restate all prior periods when presented. This schedule may not add due to rounding.

注: この計算書類は、FSP APR 第 14-1 号「(部分的な現金決済を含む)転換時に現金で決済される可能性のある転換社債の会計処理」の影響を加味したものである。この計算書類は、2008 年 12 月 15 日後から始まる会計年度に適用され、全ての期間において過及的に適用されるであろう。EMC 社は、2009 年度の財務諸表から適用し、当期の全ての期間について再提出する。この日程は、端数処理のため追加されないであろう。